

登園許可書について

園のしおりに示された第2種の伝染病は、学校安全保健法により出席停止となります。病院の診断を受け、出席停止期間を経過し伝染の恐れがなくなってから、又は医師の許可を受けてから登園させて下さい。

なお、登園の際には登園許可書を保護者が記入の上、提出して下さい。

※他の園児への蔓延を防ぐために上記のことを必ずお守り下さい。

登園許可書

*出席停止期間を経過しました

ので報告致します。

*医師の許可を得ました

(※どちらか一方に○を付けて下さい。)

◎ 病 名 _____

◎ 診察・治療を受けた医療機関名 _____